

肉用子牛生産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ (令和5年度第1四半期 令和5年4月～6月)

令和5年度第1四半期(令和5年4月～6月)の平均売買価格が告示されましたが、全ての品種について、平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、生産者補給金は交付されません。

ただし、「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

生産者の皆様方におかれましても、補給金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

肉用子牛生産者補給金

補給金の発動はありません

(単位：円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		556,000	507,000	325,000	164,000	274,000
合理化目標価格		439,000	400,000	256,000	110,000	216,000
令和5年度 第1四半期	平均売買価格	586,800	534,000	—	170,200	304,200
	補給金単価	交付なし	交付なし	—	交付なし	交付なし

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

小さな負担で
大きな生産者補給金

制度に加入しましょうネ



<静岡県・公益社団法人 静岡県畜産協会>